

第 6 7 号議案

志木市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 志木市手数料条例（平成 1 2 年志木市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 第 2 7 号中「第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 1 項」に改め、同表第 2 8 号中「第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項」を「第 1 3 7 条の 1 2 第 1 2 項」に改める。

別表第 1 3 固定資産課税台帳記載事項証明書の項を削り、同表固定資産課税台帳の閲覧の項中「固定資産課税台帳」を「名寄帳兼（補充）課税台帳」に改め、同表固定資産課税台帳補助簿の閲覧の項から公図の閲覧の項までを削る。

第 2 条 志木市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 3 住民票の写しの項中「2 0 0」を「3 0 0（民間端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、2 0 0）」に改め、同表除票の写しの項から戸籍の附票の除票の写しの項までの規定中「2 0 0」を「3 0 0」に改め、同表印鑑登録証明書の項中「2 0 0」を「3 0 0（民間端末機により交付する場合にあっては、2 0 0）」に改め、同表身分証明書の項からその他の閲覧の項までの規定中「2 0 0」を「3 0 0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

受益者負担の適正化を図るため、手数料の額の見直し等をしたいので、地方自治法第228条第1項の規定により、この案を提出するものである。